

働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント（就業規則等整備支援） 派遣事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定を受けることに意欲的な企業等に働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント（就業規則等整備支援）（社会保険労務士。以下「コンサルタント」という。）を派遣し、就業規則等の整備を支援することにより、鳥取県男女共同参画推進企業の認定取得の促進及び認定を受けた企業等における男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

（対象企業）

第2条 この要領によるコンサルタントの派遣の対象となる企業は、県内に事業所を有し、鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号鳥取県生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第3条による申請を予定している企業等及び認定要綱第6条第1項により認定された企業等（鳥取県男女共同参画推進企業審査・認定要領（平成16年2月26日同定め）第2条第1項に定める中小企業等に限る。以下「申請予定企業等」という。）とする。

（業務の内容）

第3条 この要領により派遣されるコンサルタントは、次の全ての業務を行うものとする。

- （1）申請予定企業等が就業規則（育児・介護休業に関する規程、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規程を含む。以下「就業規則等」という。）を作成しているときは、就業規則等のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）等関係法令へ適合していない条項の確認
- （2）申請予定企業等の就業規則等の作成又は改正しようとする就業規則等の条項の改正事務

（コンサルタント派遣業務の委託）

第4条 県は、申請予定企業等へコンサルタントを派遣する業務を鳥取県社会保険労務士会に委託する。

（申込手続き等）

第5条 コンサルタントの派遣を希望する申請予定企業等は、様式第1号に必要事項を記載し、就業規則等を添付の上、県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申込書を受理したときは、速やかに先着順により申請内容を審査し派遣の可否を決定の上、前項による申込みを行った企業（以下「申込企業」という。）へ通知するものとする。

（申込みの期限）

第6条 前条第1項による申込みの期限は、2月末日（休日の場合は直近の月曜日）とする。

(派遣日等)

第7条 派遣日、派遣時間及び派遣する場所については、コンサルタントが申込企業と調整の上、決定するものとする。ただし、派遣する場所は、県内の事業所に限るものとする。

(認定の申請)

第8条 申込企業のうち認定要綱第6条第1項の認定を受けていない企業等にあつては、就業規則等の改正が完了したときは、派遣をされた年度内において速やかに認定要綱第3条により申請を行うものとする。

2 県は、前項による申請が必要な企業等が派遣をされた年度内において申請を行わないとき、または派遣された後に申請を取り下げた場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、当該企業等に対してコンサルタントの派遣に要した経費に相当する額を請求することができるものとする。

3 申込企業が派遣決定を受けた後、申込を取り下げる場合には、速やかに様式第2号により取下願を提出するものとする。

(その他)

第9条 本事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 働き方改革支援コンサルタント（就業規則整備支援）派遣事業実施要領（平成30年3月30日伺定め）は廃止する。

附 則

この改正は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年度実施事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年7月28日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から適用する。